
ホットニュース(平成10年度／第10号)

●今月の業界ホットニュース／～変革の1年～

新年を迎えて今更ながら今世紀も残り少なくなったことを実感する。

20世紀は都市の時代ともいわれ、わが国でも爆発的に都市化が進みその勢いも終焉しつつあるが、この時代に次世紀に誇れる都市を創造できたとは言い難い。むしろ人口の急増と経済成長に追われ、土地本位制といわれる奇妙な制度に蝕まれ、都市の開発整備を一連の経済投資の対象のもとに進めてきたつけを、21世紀への課題として積み残している。

インフラ整備も半ばにして都市は成長力を失いつつあるが、従来型の経済投資のインセンティブもなくなりつつある。このような状況のなかで、成熟安定した日本型の都市のあり方を模索しながら、大都市のリノベーションを初めとする豊かな都市空間の整備に知恵を出していく必要がある。

●都市計画・交通計画の動向／～都市計画と情報公開のあり方～

最近、地方公共団体の情報公開条例制定についての記事が新聞等の紙面を賑わすことが多い。一方、国の方は、景気対策関連の法案審議が先行する中、情報公開法の審議が難航しているようだが、政府としても「最優先課題として取り組む」とコメントしているように、時期国会で状況の進展が見られるようだ。

地方公共団体の中には政府の情報公開法案よりも、より進んだ内容の情報公開を行うところも見られるようだが、こうした中で、都市計画関連の情報公開がどこまで進んでいくのかが注目されるところである。

「市民・住民参加のまちづくり」という潮流の中では、幅広い議論を進めていくために広く開かれた行政情報の公開が期待されるが、その一方で、個人財産としての土地・建物に関する適正な情報開示制限の必要性や、(悪徳)業者による地上げまがいの行為の抑制策等も考えて行かなければならない。また、自戒を込めて考えると、コンサルタントとしても従来の姿勢のまま業務に取り組んでいては、情報公開を前提とした計画作りには及び腰になってしまう。

やや遅きに失する部分もあるが、都市計画にかかわり、「より良いまちづくりの姿」を求めていくものとして、住民・市民の代表者や学識経験者、行政担当者、コンサルタント等で、「都市計画における情報公開のあり方」を真剣に議論し合うことが必要な時期ではないだろうか。

●業務の紹介～都市計画を地で行く作業が目的の業務の紹介(前編)～

聞いた話である。某コンサルタントはA市からさる業務を受注している。対象地域は市街化調整区域で農振農用地区域が殆ど。10年後ここに新幹線が入り新駅ができる。したがって今後10年間で、新駅周辺でまち開きができるまでしておく必要がある。都市計画上は、線引き(法7条)、地域・地区(法8～10条)、都市施設(法11条)、市街地開発事業(法12条)などを定めることが大きな課題である。新駅予定地の近く

には在来線駅がある。新駅はこれとうまく接続させる必要がありまた道路網の確保の点から、在来線の線形と構造の変更を考えている。これが決まると道路網・駅前広場・P&R用駐車場等を配置し、新駅周辺の土地利用を定め区画整理のF/Sを行う。細かいところでは駅舎設計の作業もある。また難しいところでは在来線整備費を誰がどう負担するかの課題がある。

通常、このような調査段階の作業からまち開きまで10年スケジュールではとうてい間に合わない。したがって当然、今回業務の前段では事前調査があり一定の開発の方向性は既に導き出してある。改造型まちづくりを主旨とする調査業務の多い昨今、このような都市計画を総ざらいし、地で行くような業務は久しく楽しいだろうし、また若手コンサルには効果的な勉強になり、うらやましい。

アルメックホットニュース(平成111月15日発行)

////////////////////